

## 無法な海砂採取で環境破壊 — 海砂利権の闇を追求しよう

向井 宏（「海の生き物を守る会」代表）

コンクリートなどの骨材としての海砂の採取は、各地で環境破壊を引き起こしているため、瀬戸内海では現在では全面禁止の措置が執られている。一方、九州では依然として海砂採取が続いている。特に、福岡県沖玄界灘の採取量は年間最大400万立米、平均でも250万立米と膨大である。玄界灘では、主として福岡県の14社で組織された「博多海砂採取協同組合」が海砂を採ってきた。海砂採取が玄界灘の環境を破壊しているという指摘があったことにより、福岡県では、2002年から民間業者に委託して海底の実態調査を行っていた。その報告書には、「漁業価値の著しい低下」や、「回復には20年ほどかかる」「ゴミ（ナマコ的一种）が大量発生している」ことなど、海砂採取による環境被害がきちんと記されていた。しかし、福岡県は何らの対策もとろうとしなかった。

そして、再び海砂採取問題がクローズアップされたのは、海砂採取の掘削深の問題だった。

福岡県一般海域管理運用要綱には、「掘削深は、1メートル以内であること」と書かれているが、採取業者はこの規定を守らず、採れるだけの海砂を海底からバキュームアップしていたため、海底は凸凹がひどい状態になっていた。新聞などの報道で対応を迫られた福岡県は、業者を取り締まるのではなく、逆に要綱を変更し、業者とその利権を擁護した。要綱は、1m以下という深度の規定を無くし、「部分的に深掘りをしてはならない」と変えた。これによって海砂採取業者は、好きなだけ採ることができるようになった。さらに問題なのは、玄海沖の海砂採取に関する許可権限をもっている福岡県が、海砂の量を確認する「賦存量調査」を過去28年間も怠ってきたということである。海域の環境保全と適正な利用をうたった福岡県一般海域管理条例の趣旨に反して調査を怠ってきた県は、批判に

沈黙したままである。環境よりも海砂利権が優先されてきた結果であるといえる。

一方、博多海砂採取協同組合は、組合員の資格として自己の採取船を保有していることを自らの定款で義務づけていたが、実際には14社のうち10社が採取船を保有していなかった。「中小企業等協同組合法」によれば、定款が守られていない段階で、この組合は違法状態となる。操業停止などの措置がなされていなければいけないはずなのだが、福岡県は、この組合を定款に縛られない「協業組合」に組織変更することを認めて、要綱にこの協業組合を採取業者と認める条文を書き加えた。福岡県は海砂採取業者の杜撰な組織運営も採取方法も容認し、利権の存続に力を貸し続け、環境破壊に加担してきた。

昨年末、沖縄県の普天間基地の代替え基地建設のための辺野古沖埋め立て許可申請が沖縄防衛局から出されたが、その埋め立てに使う膨大な土砂の供給先は、アセス義務を回避するために「購入する」と記述されている。その土砂のほとんどが沖縄や九州の海砂と考えられている。この玄界灘の海砂採取を止めさせることは、辺野古沖の貴重な海を埋め立てることを防ぐことにもなるだろう。玄界灘の海砂採取問題は、玄界灘の環境破壊のみならず、沖縄の海の生き物にも多大な悪影響を与えることになる。注目し続けたい。

自然保護団体「海の生き物を守る会」のメールマガジン『うみひろも』119号(2013年5月16日発行)の「海の生き物とその生息環境に関するニュース」【九州】の項より、向井さんの許可を得て紹介します。

※「海の生き物を守る会」HP

<http://www.7b.biglobe.ne.jp/~hiromuk/>